

秦野市水道審議会の傍聴に関する要領

(平成22年 月 日施行)

(趣旨)

- 1 この要領は、秦野市水道審議会（以下「審議会」という。）の傍聴について必要な事項を定める。

(会議の公開)

- 2 審議会の会議は、公開する。ただし、公開することにより公正な運営に支障が生じるおそれがある場合は、非公開とすることができる。

(非公開の決定方法)

- 3 審議会の会議を非公開とする場合は、会長が審議会の会議に諮って決定する。

(傍聴手続等)

- 4 審議会を公開で行う場合は、会議会場に傍聴席を設ける。
- 5 傍聴人の定員は、会議会場等を考慮して会長が定める。
- 6 傍聴申出の受付は、審議会開催日に所定の場所において、開会の30分前から傍聴人受付票に自己の氏名及び住所を記載する方法により行い、15分前に締め切る。
- 7 傍聴申出人が定員を超えた場合は、抽選により決定する。
- 8 傍聴人は、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴することができない者)

- 9 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者
- (3) その他会長が傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

- 10 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 私語、雑談、拍手等を行うこと。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
 - (4) 飲酒飲食を行うこと。
 - (5) 写真撮影、録音又は録画を行うこと（ただし、事前に会長の許可を得たときは、行うことができる。）。

(6) その他会議の妨害となるような挙動をすること。

(退場)

1 1 会長は、傍聴人が前条各号の規定に違反したときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退場させることができる。

1 2 傍聴人は、審議会が審議の全部又は一部を公開しないこととしたときその他会長が退場を命じたときは、速かに退場しなければならない。

(委任)

1 3 この要領に定めるもののほか、会議の公開について必要な事項は、会長が審議会の会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 月 日から施行する。